

白石市農業委員会だより



＜農地の利用状況調査について＞

農業委員会では、毎年8月から9月頃にかけて市内全域で農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。その結果、再生不可能と思われる荒廃農地については、非農地（山林・原野）決定の事前確認を行っているほか、再生可能と判断される遊休農地については、今後に向けた利用意向調査を実施していますので、調査対象となった場合はご協力をお願いします。なお、調査には数年かかる場合がありますので、以下のような農地の所有者で、非農地にされたい方は、農業委員会にご相談下さい。また、農地は適正かつ効率的な利用に努めていただくようお願いします。

《 非農地判断の対象はどんな農地？ 》

- ①すでに山林・原野化しており、人力・農業用機械では、草刈り・耕起・伐根・整地等が困難なもの
 - ②上記以外で、周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの
（例）山林に囲まれ、根・種子、土砂、水等の侵入等の自然的障害や、日照・気象等の悪条件により、継続的利用が困難と考えられるもの など
- ※非農地と決定された場合、固定資産の課税地目も変更されますが、登記地目は、所有者本人が法務局で手続きを行う必要がありますのでご注意ください。
- ※現在、優遇制度（補助金、経営移譲年金、贈与税・相続税の納税猶予等）を受けている場合は、制度の適用が受けられなくなる場合があるのでご注意ください。

●令和7年4月から農地の貸し借りが変わります！

令和7年4月1日以降に農地の貸し借りをを行う場合の手続きは、「農地法第3条による許可」または「農地中間管理事業」のいずれかになります。

利用権設定による貸借方法は廃止されますが、令和7年3月までに利用権設定を行った方は、貸借期間満了日まで有効ですので、今後、更新等を行う場合にどちらかの方法で手続きをお願いします。

	農地法第3条許可	農地中間管理事業
必要書類	・申請書（3部） ・申請地の全部事項証明書 ・位置図（住宅地図・公図など） ・借主の営農計画書 ほか	・貸付/借受希望申出書 ・個人情報同意書 ・申出書兼促進計画書 ・口座振込/振替依頼書 ほか
貸借形態	貸主と借主の直接貸借	農地中間管理機構を介した貸借
設定年数	任意（経営移譲年金受給の場合は10年以上）	原則10年以上
賃借料	金納または物納	金納のみ ※手数料あり（賃借料の1%）

Q どちらの手続きを選べばいいの？

A 物納を希望する方は、農地法第3条での手続きとなりますが、金納を希望する方はどちらでも手続き可能です。

なお、農地中間管理事業は、出し手・受け手それぞれ1%の手数料がかかりますが、農地中間管理機構（農地バンク）との三者契約になるため、賃料が確実に振り込まれるというメリットがあります。



あなたの地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

◆ 農業委員 ◆

農地の貸し借りや売買、転用許可などの審議や農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進）などの活動を行います。

氏名	在住地
江戸 千佳雄	白石
渡邊 圭子	白石
八島 孝夫(会長)	越河
遠藤 俊夫	斎川
村上 さき	大平
佐藤 咲雄	大鷹沢
大野 孝	大鷹沢
佐藤 良夫(会長職務代理者)	白川
木須 敏文	福岡長袋
日下 宗一	福岡八宮
高橋 和也	福岡深谷
押野 一郎	福岡深谷(三住)
齋藤 義博	小原



◆ 農地利用最適化推進委員 ◆

農業委員と協力し、担当地域で農地利用の最適化や農地の利用状況調査（農地パトロール）などの活動を行います。

氏名	担当地区
菊地 哲夫	白石
佐久間 吉光	越河
佐藤 一郎	越河
國分 光彦	斎川
佐久間 弓男	大平
阿部 清	大鷹沢
佐藤 榮夫	大鷹沢
我妻 精一	白川
阿部 耕太郎	蔵王・不忘・川原子・三住
山谷 幸典	蔵本・長袋・八宮
大浪 正治	蔵本・長袋・八宮
佐藤 浩志	福岡深谷
日下 静雄	福岡深谷
進藤 清一	小原

●農地の権利移動（売買・貸し借り）や転用（農地以外の利用）には、事前の申請が必要です

無断での農地の貸し借りや転用と思われる事案が度々発生しています。特に、農地の転用については、許可を得ないで行うと、原状回復命令や罰金等が科せられる場合もありますので、事前にご相談をお願いいたします。

●亡くなった方の名義のままになっていませんか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。違反すると10万円以下の過料が科されることがありますのでご注意ください。相続登記を行ったら農業委員会への届出も必要です。世代が代わるごとに相続人の数が増え、手続きが複雑になりますので、お早めに手続き下さい。

農業者年金

●特徴

自ら積み立てた保険料とその運用益を将来受け取る積立方式（確定拠出型）

金額が加入者・受給者の数に左右されない少子高齢化時代に適した年金

●加入できる方

次の①から③のすべての要件を満たす方
①国民年金第1号被保険者（免除をうけていない）②年間60日以上農業に従事する方③20歳以上60歳未満の方

●メリット

①支払った保険料は全額が社会保険料控除 ②終身保険で80歳までの保証付き ③保険料の額は自由に決められる（月額2万から6万7千円）④担い手には保険料の国庫補助制度あり

お申込み・お問い合わせは
農業委員会・JAまで



編集・発行 令和7年3月25日
白石市農業委員会事務局
白石市福岡長袋字陣場が丘12-13
電話 22-1256 FAX 22-1258